

中川事務所新聞

第70号
発行所
行政書士中川事務所
兵庫県姫路市

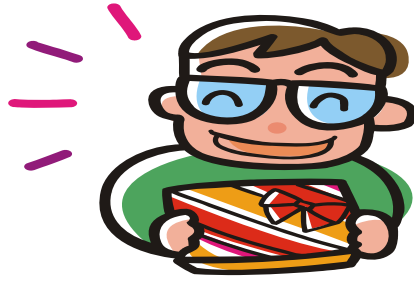
トピックス

【「第二会社方式」に対する支援措置の創設】

「第二会社方式」とは、経営が傾いた会社から優良事業部門だけを切り離し、別会社として存続させる事業再生手法です。

この度この手法に対して次のような支援措置が設けられました。

- ①営業上必要な許認可の承継
- ②登録免許税・不動産取得税負担の軽減
- ③必要な事業資金に対する金融支援



今のところこの支援策を受けるためには国の認定等の高いハードルがあるようですが、何よりも「第二会社方式」という裏技のような手法が、公のお墨付きを得たということに意義があると思います。

経営が不調に陥ったときには、早めの対策が必要となりますが、今回のように選択肢が増えることは事業者にとってメリットになるでしょう。

【雇用保険の対象者拡大】

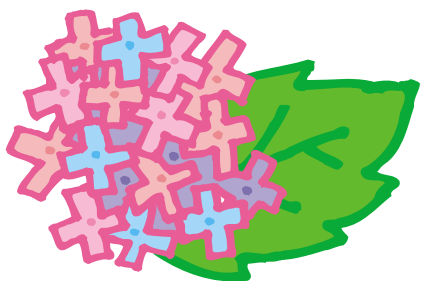
雇用情勢の悪化に伴い、この分野の法律の改正も相次いでいます。特に4月からの雇用保険（いわゆる失業保険）の対象者拡大には要注意です。

1日5時間×5日の労働で半年以上働く見込みがあれば該当

します。加入手続き漏れがあると、労働者が辞めたときに厄介な問題に巻き込まれるので、今月から始まる年度更新手続き時には、全労働者の総点検を行いましょう。

【6月の事務予定】

- ・6月決算法人期末実地棚卸
- ・2月決算建設業決算変更届
- ・4月決算法人確定申告&納税
- ・10月決算法人中間申告&納税
- ・労働保険の年度更新
- ・暑中見舞い用はがきの購入&お中元の準備



知ってお得！？法律雑学

Q.今月から飲酒運転の罰則がさらに強化されたようですが、ほんの少しの飲酒でもダメなのでしょうか？

A.ダメです。
具体的に計算してみましょう。私（体重60kg）がビールを500ml飲んだ場合、呼気中のアルコール濃度は0.28mg/Lになります（計算式は省

略）。今回の改正では、0.25mg/Lで一発免許取り消しなので、ビール500mlで完全にアウトです。

ちなみに、アルコールの分解速度は体重10kgあたり1g/時間です。私が飲んだ500mlのビールのアルコールが完全に分解されるまで3時間かかります。

今どき飲酒運転をするバカ者などいないと思いますが、ちょっとでもダメということは心得ておきましょう。



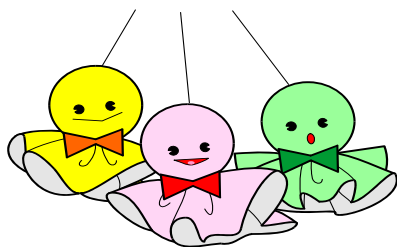
経営談義

【契約書はありますか？】

最近身近なところで今までの慣習では起こり難かったトラブルが続発しています。そのパターンは大体似たようなもので、

- ①大きな会社vs小さな会社
 - ②大が裁判を匂わす
 - ③小の脇の甘さで勝負にならない
 - ④小が泣き寝入りする（損失を蒙る）
- こういった流れです。

そもそもトラブルが発展して裁判になった場合、主張の根拠となるべき書類がなければ



ば勝ち目はありません。ところが、小さな会社ではそういった書類作成に無頓着な経営者が比較的多いものです。

テレビ番組の影響やそれに伴う弁護士の活躍の場が拡大することで、ますます法化社会が進展して行くでしょう。中小企業でもそういった環境変化に対応していかなければ、現下の厳しい経営環境の中で生き残っていくのが難しくなります。

このような状況下で経営者に対しては、次のように提案します。

- ①環境変化を認識すること
- 今までのぬるま湯感覚を懐かしんでいても始まりません。時代の変化をしっかりと認識して、行動を起こしましょう。

②帳票類の整備・拡充

裁判で勝つことよりも、裁判をさせない心がけが必要です。そのためには、契約書をはじめとする各種の書類をしっかりと整え、権利関係の主張の根拠をきちんと押さえておきましょう。

③業務体系の見直し

はっきり言って書類関係の作成には、コストはかかっても利益は生みません。しかし、いざというときの損失拡大を防止するためにも、無意識にきちんとする習慣を身につけましょう。



まもなく梅雨の鬱陶しい季節が始まります。気もちも減入って業績に影響しないよう気をつけましょう。

GWには、瀬戸大橋 ↓高知桂浜 ↓室戸岬 ↓鳴門 ↓明石海峡大橋を 一泊二日で走破しました。旅館は前日の予約で確保、行きの日陽道以外での渋滞はなしでした。どこかのテーマパークに行ったわけではないのですが、娘たちは桂浜や室戸岬での浜辺遊びに非常に喜んでいました。遊び場は無料、旅費は給付金で賄えたので私も気楽でした。

おひさね

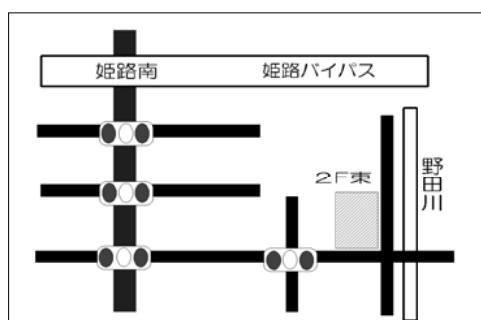
ワンストップ「経営・生活」サポーター

行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・ 予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・ 戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・ マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1
田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp